

全国市民オンブズ第22回大会開催

全国から260人集い 当会7人参加

政務活動費の透明化

和歌山県の遅れが顕著

9月5、6日に行われた全国兵庫大会には、全国から260人が集い、当会から、阪本康文代表、松井和夫代表、世話人の森崎有治氏、同阪谷昇良氏、同民子氏、池内祥元氏そして私（畑中正好）の7人が参加しました。

大会は、政務活動費を中心に各種報告があり議論しました。そして、「安保法案の廃案を求める決議」、「カジノに反対する決議」及び「大会宣言」を採択して幕を閉じました。

政務活動費の調査報告から、和歌山県の透明化が遅れていることが分かりました。

すなわち、

領収書支払先の個人名が非開示、

会計帳簿の提出が義務づけられていない、

活動報告書と視察報告書の作成と提出が義務づけられていない、

ホームページへの掲載もされていない、

情報公開の際、ペーパーでの開示以外

にCDでの提供をしていない、

からです。

特に、遅れが顕著だったのは、領収書の非公開部分を予め議員が

黒塗りにしていることです。これは、都道府県レベル（以下同じにつき省略）では、愛知

県と和歌山県との2県だけでした。

報告は、最近、不正が明らかになった自民党神戸市議架空問題は、市議会が領収書の相手先個人名を公開していることにより、委託の事実がないことが明らかにになり発覚したことから、領収書のHP公開、CDの提供とともに、相手先個人名の全面公開を求めていく必要がある、と強調しました。

また、領収書公開は、コピー代で、数万円から議会によっては約30万円と言う額になっている。領収書は公開しているとしても、市民がその領収書の内容を知るには相当高いハードルとなっている、と指摘しています。このことは、和歌山県も例外ではなく、平成25年度の領収書等の開示資料を紙ベースでもらうと約6万円必要です。CDで開示されれば、CD1枚部の数百円で済みますので、利用が容易になります。

次に、会計帳簿の提出を義務付けているのは13府県でした。

活動報告書と視察報告書の作成と提出を義務づけているのは予定を含め23道府県でした。

加え、海外と県外活動報告のみでは各1県、海外視察報告のみでは4県ありました。

HPへ領収書まで公開しているのは予定を含めると3府県でした。CDで提供しているのは5県でした。

和歌山県は、それらのどれにも含まれていません。

そして、調査結果から、議会の非公開度は市民の常識とかけ離れている、と指摘し、透明度がアップするということは、議会側の支出の適正化を促すことに繋がるとしました。



私は、この9月に、神戸学院大学ポートアイランドキャンパスで開催された兵庫大会に、昨年の盛岡大会に引き続き参加いたしました。

兵庫県と言えば、政務活動費不正支出問題で号泣した元県議のこともあっただけに、この大会でどんな後日談が出てくるのかと、興味津々で参加しました。

そんな訳ばかりではないの
でしょうが、参加者は260人
を超えて、本会議の教室はほぼ
満席で盛大でした。

大会は、5、6日の2日間に
亘り行われ、初日に、各地の政
務活動費と文書管理等に関する
報告が行われ、次で、上脇博之
氏から「政務活動費の政治資金
化について」というテーマで講

演が行われました。

初日の終了は、予定時刻を少しオーバーし午後6時を過ぎて
いましたが、続く懇親会は予定
通りに開始されました。懇親会
場は大学の食堂。その食堂はと
ても印象的でした。半円形で広

「そんなあかんで」役所と議会」に参加して！

阪谷昇良

ました。

分科会では、ギャンブル依存者の体験談、ギャンブルの罪悪と社会施設の必要性、カジノ（IR）導入の動き、依存防止対策などの報告があり、議論しました。

特に、日本人のギャンブルへの「のめり込み」は、北欧と比べても多いようです。

ギャンブルは、このように多くの依存症患者を生み、引いては犯罪等の弊害も生じさせます。健全ではないギャンブル事業は、地方自治体が行うべき事業ではないということです。

カジノの導入は
とんでもありません。
ん。むしろ、現在、

くきれいで、私の学生時代のイメージと比べてただ感心するばかりでした。女性のサクスカ
ルテットの演奏もあり、ビール、
ワイン、地酒とすすむほどにい
い気分となり、各地の人々と親
交を深めてきました。

次の日は分科会。5つあった分科会のうち私は、「ギャンブル・カジノ分科会」へ参加し

依存症になると完治することはほとんどなく、生活が破壊され経済的破滅に陥ると言う体験談に胸が痛みました。ギャンブル依存者の発生率は世界一であり、数は536人（厚生労働省発表）に及び、身近なパチンコスロットなどの公営ギャンブルに原因があり、より貧しい市民の懐から収奪するという構図。

公認されているギャンブルを見直して、弊害をなくすべきだと強く感じました。

号泣県議の後日談には遭遇しませんでした。政務活動費の適正化の議論は大会の中心テーマでした。



2年ぶりに参加して

池内 祥元

1 昨年の京都大会から2年ぶりに参加した。

「政務活動費のアンケート調査」の報告では、兵庫県、徳島県、東大阪市など、不祥事が報道された議会の執行率が大きく減少しているという。ということは、不祥事が暴かれなければ自浄作用が働かないということのようだ。なさけない。

愛知県、京都市、北海道、富田林市、兵庫県・神戸市の各地から政務活動費の報告があった。各地のオンブズマンが不正を追及してがんばっている姿があった。もちろん、私達のわかやまのオンブズマンもそうであるが・・・。そうでなければ不正が正されないのである。22年前にオンブズマンが発足していなかったなら・・・。公金の使われ方はどうなっていたのだろう・・・。などと考えさせられた。

今後、微力ながら協力していこうと。がんばります。

全国大会

最終日に、「安保法案の廃案を求める決議」案が提案されて決議されたことは、非常にうれしかった。同じ思いだったからだ。戦争する国にしてはならない。

来年は高松らしい。来年も是非、参加したいと思う。

包括外部監査・通信簿

平成26年度の包括外部監査の通信簿の評価は、和歌山市が「改善要望」でした。改善要望は、欠点が目立ち是非改善してほしい監査というランクです。和歌山県は、改善要望より1ランク上でしたが、「活用賞」より下のランクであり、有用性が低いと判断されました。オンブズマン大賞は神奈川県。青森県と岡山市が優秀賞に選ばれました。

注

今回、全国大会があったことなどから編集座談会を休ませて頂きました。ご了承下さい。



2008年度政調費・大阪高裁判決

和歌山県議13人合計約1360万円が違法

地裁判決より僅かに減

上告行わず確定

7月30日にあった2008年度政務調査費訴訟控訴審の大阪高裁判決は、仁坂吉伸知事に対し、県議13人合計1359万9873円の支出が違法であるとして支払請求せよと命じました。

高裁判決は、地裁判決からすると5人合計113万8159円を減額したものの、違法支出の枠組み考え方は、和歌山地裁判決を維持しました。
当該判決は、双方とも上告行わず確定しました。

2011年に提訴した本件訴訟は、県議13人に2008年度の1年間に交付された1人あたり288万円の合計3744万円の支出が違法であるとして、県知事にその全額の返還請求するよう訴えていました。

これに対し県は、私達の提訴が、県条例が定める証拠資料の保存期間の3年を超えてい

るとして、会費支出の一部を除き、支出の説明を一切しないという対応で臨んできました。それでも、昨年10月24日の和歌山地裁判決は、すでに確定の2005～07年度分政務調査費訴訟の大阪高裁判決が違法とした事務所費、事務費、人件費から推認し、同様の科目の支出額と按分割合などを認定。そして13

人合計1473万円が違法であるとしていま

した。大阪高裁判決は、和歌山地裁のその考え方を基本的に維持し、その他の請求を斥けました。減額は5人。うち1人は、計算誤りによる減額。4人は、政務調査用事務所に併設する他の団体の事務所費、事務費、人件費の支出額（高裁段階で県が支出のあることを主張）を政務調査費のそれぞれの支出に合算して按分

したことから、違法金額が減少したものです。高裁判決の違法支出額の割合は、36・32%に若干減少しました。各議員の違法支出額は本頁掲載一覧表のとおりです。

違法額一覧表

氏名	減額分	減額後
浅井修一郎	10	1,627,547
東幸司	0	176,953
井出益弘	0	900,000
浦口高典	0	955,660
小川武	0	1,455,166
大沢広太郎	0	1,809,988
尾崎要二	405,052	820,647
門三佐博	12,594	1,141,124
坂本登	0	827,701
下川俊樹	0	733,927
長坂隆司	622,868	778,898
野見山海	97,635	1,294,915
平越孝哉	0	1,077,347
合計	1,138,15	13,599,873



当面の予定

- 9月2日
森県議のモゴル調査費
住民監査請求書提出
- 9月5～6日
全国オンブズマン大会
- 9月14日 AM 10:00～
住民監査請求・意見陳述
同日 PM 4:00～
ニュース発送作業日
- 9月30日 PM 6:00～
第3回全員会議
- 10月26日 PM 4:00～
編集会議
- 11月16日 PM 4:00～
ニュース発送作業日

裁判情報

現在、継続中の訴訟はなくなり
ました。既報のとおり住民監査請求書
を1件提出しました。ご注目下さい。



次回会員会議のご案内

- 日時 9月30日(水)午後6時～
(今回は第5水曜日です。ご注意ください)
- 場所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい。